

# 第3次学校安全の推進に関する計画 の策定について（答申素案）

令和3年●月●日  
中央教育審議会

## 目次

### はじめに

#### I 総論

1. これまでの取組と課題
2. 基本的な方向性

#### II 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進
  - (1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け
  - (2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実
  - (3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実
  - (4) 学校における人的体制の整備
  - (5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実
  - (6) 教員養成における学校安全の学修の充実
2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
  - (1) 家庭、地域との連携・協働の推進
  - (2) 関係機関との連携による安全対策の推進
3. 学校における安全に関する教育の充実
  - (1) 安全教育に係る時間の確保
  - (2) 防災教育の充実
  - (3) 学校における教育手法の改善
  - (4) 現代的課題への対応
4. 学校における安全管理
  - (1) 学校における安全点検
  - (2) 施設及び設備の安全性の確保のための整備
  - (3) 学校事故の予防のための学校における安全文化の醸成
  - (4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等
5. その他、横断的な事項
  - (1) 学校安全の「見える化」
  - (2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
  - (3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進
  - (4) 学校安全に関する施策のフォローアップ

## I 総論

### 1. これまでの取組と課題

学校安全の活動は、「生活安全<sup>1</sup>」、「交通安全<sup>2</sup>」、「災害安全<sup>3</sup>」の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを旨とする「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを旨とする「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

特に、組織活動については、安全教育と安全管理を相互に関連付けるものであるとともに、校内体制の構築のみならず、学校安全に関わる活動の担い手となりうる学校外の多様な主体との連携が求められるものである。

平成20年の学校保健法の一部改正により学校保健安全法が成立し、国は、平成24年度からの5年間を計画期間とする「学校安全の推進に関する計画」（以下、「第1次計画」という）、平成29年度からの5年間を計画期間とする「第2次学校安全の推進に関する計画」（以下、「第2次計画」という）を策定し、学校安全の推進に取り組んできた。

第1次計画の計画期間（平成24年度～平成28年度）中には、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じた実践的な安全教育が推進されるとともに、自然災害による被害を防ぐために、地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進されてきた。また、教育活動中の事故防止、不審者侵入に対応した危機管理マニュアルや防犯設備の整備や訓練の実施、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進されてきた。さらに、学校安全に係る取組全般において、外部の専門家や関係機関の専門的知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められてきた。

第2次計画の計画期間中（平成29年度～令和3年度）には、児童生徒等の様々な安全上の課題に対し、管理職のリーダーシップの下、組織的な体制を整備し、学校教育活動全体を通じた取組を実施するとともに、その取組を評価・検証し、学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善を図りながら、学校安全を推進することとした。安全教育では、学習指導要領の改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの確立を通

---

<sup>1</sup> 学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

<sup>2</sup> 様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

<sup>3</sup> 防災と同義。地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

して、系統的・体系的で実践的な安全教育を推進することとされた。また、安全管理においては、定期的な学校施設・設備や、防犯・交通安全・防災の視点から通学・通園路の安全点検を行うとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組・充実を図った。さらに、安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関等との連携・協働が一層推進された。

一方、「第3次学校安全の推進に関する計画」（以下、「第3次計画」という）の策定に向けた課題として、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域、学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追いついていないこと、様々なデータや研究成果が学校現場で実際に活用されていないこと、計画自体のフォローアップが不十分なため十分に進捗が図られていない事項があることなどが指摘されている。

これまで各学校において学校安全計画の策定や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成と、これらに基づく取組の蓄積を踏まえ、第3次計画の計画期間においては、学校管理下における児童生徒の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにするとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させることを目指す。このため、学校及び学校設置者において取組がより実効的なものとなるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築を全国的に推進するとともに、必要な施策を実効的に進めるための国の施策の充実、計画における主要な指標の設定や進捗管理の改善に取り組まなければならない。

また、これまで行われてきた安全教育、安全管理、組織活動の取組により、学校の教職員が事件・事故の発生に備えた訓練や研修の成果を活かし、児童生徒等に対する被害を未然に防ぐ行動をとれたケースも存在する。全国的に学校安全の取組の質の向上を図る重要性・必要性は今後も変わることはなく、今後とも、国は、地方公共団体や学校設置者と連携・協力の下、各学校が学校安全に取り組みやすくなるよう支援していくことが必要である。

しかしながら、平時からの備えを行っていても、事件・事故・災害等の発生をゼロにすることはできない。児童生徒の通学時に発生する児童生徒等の事故・事件など、学校の教職員の努力だけでは防止できない事案も発生している。過去の悲しい事件・事故・災害等の経験を繰り返さないためにも、これまでの知見を今後の学校安全の取組に活かすことはもとより、学校外の専門的な知見や地域社会からの協力を得て、学校安全に関わる取組に反映していくことが求められる。教育行政の関係者はもちろんのこと、児童生徒等が被害を受ける事件事故・災害を減らすための地域社会による努力が必要であり、国、地方公共団体、学校設置者のみならず、警察・消防、気象台等の関係機関、PTA・自治会、地域のボランティアなど、学校安全の各領域に関わる多

様な主体と学校との協働を継続的に進めていかなければならない。

## 2. 基本的な方向性

これらを踏まえ、第3次計画期間において取り組むべき施策の基本的な方向性は以下のとおりとする。

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働した安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育を実施する
- 事故情報などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校安全文化の醸成）

## II 学校安全を推進するための方策

### 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

#### (1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け

学校安全に関わる活動を校内全体として行うためには、安全教育・安全管理を担当する教職員にその重要性や進め方が共通理解されていることが大切である。校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう校内体制が整えられている環境下でなければ、実効的な取組を進めることは困難である。

このため、各学校において、校長が学校安全を学校経営に明確に位置付け、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられるよう、学校規模に応じ校内安全委員会を設置したり、学年会や職員会議等において学校安全に関する適切な役割分担に基づく対応ができる共通理解がなされるような校内体制を設ける。

#### <主要指標>

- ・学校安全を学校経営に位置付けている学校数
- ・学校における校内体制の整備状況

#### (2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

学校においては、学校安全計画を策定し、これを実施しなければならないとされており<sup>4</sup>、学校安全計画には、当該学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた

---

<sup>4</sup> 学校保健安全法第27条

学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項を記載することとされている。

第1次計画及び第2次計画において、学校安全計画を実施するに当たって、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（P D C A）サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させる必要性が指摘されてきた。

第3次計画期間においては、セーフティプロモーションスクールの考え方も参考とし、学校安全計画自体の見直しを含めたP D C Aサイクルの確立を目指す。国は、全国的な学校安全の取組の質の向上を図るため、各学校の学校安全計画の内容に関して学校設置者が定期的に点検・指導し、改善を加えるP D C Aサイクルを確立することができるよう、好事例等を収集・発信する。

#### <主要指標>

- ・各学校の学校安全計画の見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況

### **（3）危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実**

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時において学校の職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成することとされている。危機管理マニュアルは、学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境によって、児童生徒等や教職員の生命・心身に重大な影響を及ぼす事象をはじめとして様々な危機事象が起こり得ることを想定して作成される必要がある。また、危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、自治体の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、常に実践的なものとなるよう改善を行う必要がある。

国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う都道府県・政令指定都市単位の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。

#### <主要指標>

- ・各学校の危機管理マニュアルの見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況
- ・地域の事故・災害等のリスクに応じた見直しが行われた学校数
- ・地域の事故・災害等のリスクに応じた外部有識者の見直しへの関与の状況

- ・管理的側面の職員の実践的な訓練の実施状況
- ・教育活動の再開に関する内容の記載状況

#### (4) 学校における人的体制の整備

学校において、学校安全計画を立案し、実行していくためには、校務分掌において学校安全に係る業務が位置付けられるとともに、当該校務分掌を担当する教職員が明確にされていることが不可欠である。他方、学校現場の実情として、学校安全担当となった教員が学校安全に関する知識や経験に乏しく、学校安全に関わる活動の総括や教科等横断的な安全教育の実施をけん引することが困難な場合も想定される。

このため、学校安全の中核を担う教職員の位置付けを明確化するとともに、学校安全の中核を担う教職員に対する講習会の開催等により、学校安全に関わる意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かしている取組が各地で行われていることも踏まえ、各学校における学校安全計画の内容やそれに基づく取組の実効性を高める取組を全国的に推進する必要がある。

国は、学校設置者等と連携を図り、各学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けや学校安全の中核を担う教職員を対象とする研修に関する実態を把握し、学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化やオンラインを取り入れた効果的な研修の充実について、必要な取組を強化する。

#### <主要指標>

- ・校務分掌に学校安全の中核を担う教職員が位置付けられている学校の割合
- ・学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制

#### (5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

学校保健安全法において、学校環境の安全の確保は、校長が必要な措置を講じるものとされている。児童生徒等の安全の確保のため、校長の役割は大きく、全国的な学校安全の質の向上に向けては、前述の学校安全の中核を担う教職員に対する研修のみならず、校長を対象とする学校安全に関する研修を必修とするなど、一層の充実を図らなければならない。

国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。その際、国は、学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しが行われるよう、最新の情勢の変化を踏まえて、学校安全の指導資料の充実を図るとともに「教職員のための学校安全 e-ラーニング」を適時更新する。

校長及び学校設置者は、教職員支援機構の校内研修向け動画教材、「教職員のための学校安全 e-ラーニング」、「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」等を活用し、校内研修を行うことを学校安全計画に位置付け、実施する。

### ＜主要指標＞

- ・教職員の実践的な訓練の実施状況
- ・校長に対する研修の実施状況、実施体制
- ・学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制
- ・全ての教職員に対する研修の実施状況、実施体制
- ・幼稚園等における学校安全に関する研修の実施状況、実施体制

### （６）教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。一方、大学等の教員養成機関では、学校安全の３領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念される。

教員養成段階においては、学校安全の３領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス<sup>5</sup>や権威勾配などの心理的な側面についても学習し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。例えば、カリキュラム・マネジメントに関する学修科目の中で学校安全を取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるため、BLS（一次救命措置）やAEDを用いた実習を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなど、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

## 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

### （１）家庭、地域との連携・協働の推進

児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。

学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、コミュニティ・

---

<sup>5</sup> 正常性バイアスのほか、集団同調性バイアス、経験バイアスなどが考えられる。



スクール等の仕組みを活用して、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。

国は、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した地域協働による防災教育の充実が図られるよう、防災に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援する。また、国は、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援する。

## (2) 関係機関との連携による安全対策の推進

### ①通学時の安全

通学時の安全は、交通安全の観点、犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全のそれぞれの観点からの対策が必要である。

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進については、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、地域ごとの通学路の交通安全の確保に関する基本的方針（通学路交通安全プログラム）の策定や、それに基づく取組を継続して推進するための関係者による推進体制の構築を推進している。通学中の児童生徒等が重篤な被害に遭う交通事故の発生が続いていることから、国は、関係省庁が連携した通学路における交通安全の確保に係る対策をより一層推進する。

(国における具体的な取組や、登下校防犯プランやスクールガード・リーダーによる見守り活動の支援等について追記予定。)

### ②防犯

近年増加傾向にあるSNSに起因する児童生徒等への被害への対策、また、性被害対策（痴漢対策を含む。）について、関係省庁における取組を推進するとともに、関係省庁や関係団体が相互に連携して効果的な取組の推進を図る。

## 3. 学校における安全に関する教育の充実

### (1) 安全教育に係る時間の確保

安全教育は、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが重要である。学校における安全教育のための時間の確保については、その必要性が第1次計画の策定時から指摘されているところである。国は、各学校において、保健体育をはじめ関連する教科等での安全教育の指導時間が確保できるよう検討する必要がある。地域によっては、安全教育に取り組む時間数を設定することを推進する取組も見られている。

地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多いという日本の特徴を踏まえ、防災教育の重要性について関係者が改めて認識を共有し、

各学校におけるカリキュラム・マネジメントを推進する一環として、学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。

特に、教育課程編成を柔軟に行いやすい幼稚園等において安全教育を推進することは、保護者の意識を高める観点からも重要であることから、幼児期から発達段階に応じた安全教育の取組の充実を図る。国は、幼児期における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。

## (2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年余りが経過するとともに、震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起これるものであり、予期せぬ地震の発生に対する備えは、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。また、首都直下地震や南海トラフ地震など今後広域的な被害が想定される大規模災害、河川の氾濫や台風の発生に伴う近年の大規模な浸水被害、火山災害など、甚大な被害が想定される地域に所在する学校においては、地域の災害リスクも踏まえた事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団や自主防災組織の活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

また、避難訓練については、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できる力を身に付けられるよう、より実効性のある訓練になるよう見直しを図る必要がある。

さらに、防災分野におけるデジタルを活用した取組が進められており、これまでに以上に専門機関の知見を活かした防災教育を進められる可能性がある。

国は、全国すべての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、国は、防災教育の手引きを作成する。また、幼児向けの防災教育の教材を作成し、幼児期からの防災教育の充実を図るとともに、防災科学技術研究所をはじめとする専門機関の保有する知見を学校現場で活用しやすい教材として作成し、その普及を図る。

また、国は、実践的な避難訓練の実施状況をはじめとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する。

地方公共団体は、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。

(実践的な防災教育に関する<主要指標>として、どのような指標が考えられる

か。)

### (3) 学校における教育手法の改善

各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。

主体的に行動する態度の育成とともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法（例えば、ロールプレイングの導入、安全マップの作成）の開発・普及を行うため、モデル事業などを通じ、各学校や地方公共団体における取組を促す。また、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発を行い、指導についての教師用参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。

学校や学校の設置者において、発達の段階に応じて被災地でのボランティア活動の経験等を活かして、防災教育を広げていくことを促す。

先進的な取組の支援を行う際には、成果が特定の学校や地域にとどまることのないよう、得られた知見を広く共有・普及し、全国における安全教育の質的向上につながる仕組みを構築することに留意する。

また、安全教育についてはその効果の検証も重要であり、安全教育の評価の在り方について検討を進める。

(GIGA スクール構想により整備された ICT 環境を活用した安全教育、デジタル技術を活用した防災教育について追記予定。)

### (4) 現代的課題への対応

中央教育審議会においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして安全に関する力を掲げており、学校安全の3領域に関する教育については教科等横断的に実施されることが必要とされている。

学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。特に、性犯罪・性暴力対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」の成立を受け、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者は、教育職員等及び児童生徒等に対する啓発等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することとされている。これらの

趣旨も踏まえ、児童生徒が生命を大切にするとともに性被害・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることとする。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画についても、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付け、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

#### 4. 学校における安全管理

##### (1) 学校における安全点検

###### ①学校設置者による対策の必要性

近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。学校設置者は、専門的な点検を実施し不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間のノウハウの活用により点検体制の強化に努める。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行えるよう、専門家との連携など実施体制の構築を検討することが重要である。国は、学校施設に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

###### <主要指標>

- ・学校教職員のほか、専門的な安全点検について指導を受けている学校数
- ・専門的な知見を踏まえ、学校における安全点検の方法、体制を示している学校設置者数

###### ②安全点検に関する手法の改善

(安全点検の手法の改善について、第3次計画期間においてどのような取組を行うべきか。)

##### (2) 施設及び設備の安全性の確保のための整備

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、非常災害時には地域住民の避難所等ともなることから、その安全性の確保は極めて重要である。

公立小中学校施設の約8割が築25年以上であり、安全面・機能面の不具合が発生するなど、老朽化対策は喫緊の課題である。このため、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、長寿命化改修を中心とした計画的な整備を図ることが必要である。その際、学校と地域が連携した地域ぐるみの学校安全・防災等の観点から、学校施設と他の公共施設との複合化・集約化を推進する。

国立及び公立学校施設における構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策はおおむね完了しているが、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策は未だ十分に進んでいない。子供たちの生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を引き続き推進する。

私立学校についても、引き続き、構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進する。

将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた津波対策や、近年、激甚化・頻発化する台風や豪雨等に対応した水害対策が必要である。学校施設は、災害時において、児童生徒等の安全確保とともに、地域住民の避難所としての役割も担うことから、障害の有無等にかかわらず誰もが安全かつ快適に過ごせるよう、職員室、特別教室や体育館の空調、洋式トイレ、バリアフリー化、自家発電設備等の防災機能の整備を推進する。

学校設置者においては、学校施設の安全確保に取り組むに当たり、技術的ノウハウの不足等の課題も抱えている。このため、国は、首長部局との連携による体制強化や民間のノウハウ活用等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築することが必要である。

### **(3) 学校事故の予防のための学校における安全文化の醸成**

過去に発生した事件・事故や災害を教訓として、類似の事故等による再発を防ぐことは重要である。事故等の再発防止には、他の事例から学び、それを未然に防ごうとする関係者の意識や具体的な行動が伴わなければならない。

学校設置者及び学校管理職は、学校管理下におけるヒヤリハットの事例を次の活動に活かすために情報共有することや、他校で起きた事例は自校でも起き得ることを想定し校内研修を進める機会を作り、事故の発生を未然に防ぐよう努める。また、各学校において、こうした事故等の防止に必要な活動が、学校安全計画や危機管理マニュアルに記載され、計画的に研修・訓練が実施されているか、各学校設置者が定期的に確認する。国は、学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の作成・普及に努める。

### **(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等**

学校の管理下において事件・事故が発生した際、学校及び学校設置者には児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の取組など様々な取組が求められる。このため、国は平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」（以下、「事故対応指針」という。）を作成し、事案発生後に学校が主体となって行う調査や必要な場合に学校設置者が外部専門家の参画を得て行う詳細な調査に関することを含め、再発防止や発生後の対応の指針を示している。国においては、事故対応指針に沿った対応として、詳細な調査が行

われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行うこととしてきた。

しかしながら、事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

このため、事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する。

## 5. その他、横断的な事項

### (1) 学校安全の「見える化」

国は、学校安全に関する取組状況について、第3次学校安全の推進に関する計画に示された具体的施策の進捗を国において定期的に調査し、その結果を公表する。また、学校管理下の事故等については、日本スポーツ振興センターに災害共済給付に関する数多くのデータが蓄積されており、これらのデータ等を活用して、学校に対する定期的な情報発信を強化し、事故情報を共有することにより、学校安全の「見える化」を図る。

### (2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進

国は、AI やデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。

### (3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進

国は、学校安全の意識を高めるための活動として、例えば、毎月の学校における「学校安全の日」の設定や、国民安全の日（7月1日）、防災の日（9月1日）や防災週間など安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域社会とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進するほか、国、地方教育行政、学校設置者、日本スポーツ振興センターの協働による優れた取組の普及を図るため、学校安全に関する情報発信を毎年、定期的・継続的に行う。

### (4) 学校安全に関する施策のフォローアップ

国は、第3次計画に基づく取組状況についてフォローアップを行うとともに、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。